

交通安全 コラム

vol.59



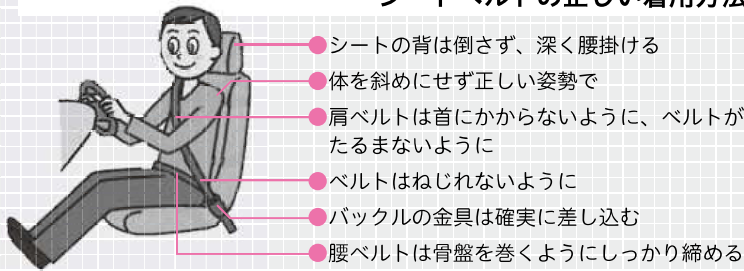
全ての座席でシートベルトの着用を！

自動車を運転するときは、運転者がシートベルトを着用し、助手席や後部座席の同乗者にもこれを着用させなければいけません（病気などやむを得ない理由がある場合を除く）。（道路交通法第 71 条の 3）

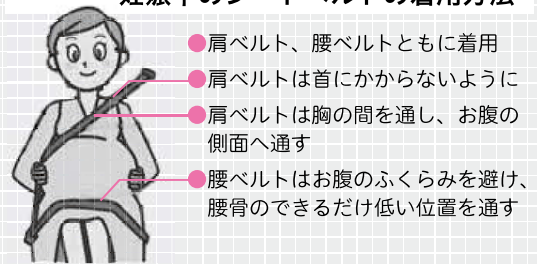
＼ 後部座席のシートベルトを着用しないと、こんなに危険！／

- ・事故の衝撃で、すさまじい力で前の席や天井などに叩きつけられる可能性が！
- ・衝突の勢いが激しいと、車外に放り出され、体を地面に叩きつけられたり、後続車にひかれたりする可能性が！
- ・後部座席の人が前方に投げ出されると、前の席の人も頭に大けがを負う可能性が！

シートベルトの正しい着用方法



妊娠中のシートベルトの着用方法



6歳未満の幼児には、チャイルドシートを着用しましょう

運転者は、チャイルドシートを使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはいけません。（道路交通法第 71 条の 3 第 3 項）



チャイルドシートは、取扱説明書などにしたがって正しく使用しましょう。事故の被害を軽減するほか、子どもが運転操作を妨げることを防止できます。

- ・子どもの成長に合わせ、体格に合うチャイルドシートを使用しましょう。
- ・助手席にエアバッグが装備されている場合、できるだけ後部座席で使用しましょう。やむを得ず助手席に設置するときは、座席をできるだけ後ろに下げ、前向きに固定しましょう。
- ・座席に確実に固定しましょう。

新生活！

電気やガスの訪問販売に注意

事例



4 月に大学生になり賃貸マンションで一人暮らしをしている。訪問してきた事業者から「電気代が安くなるので、検針票を見せてほしい。このマンションの住人の皆さんにお願いしている」と言われた。検針票を見せるだけならいいと思い、指示に従った。その後、検針票に記載されている顧客番号を伝えると勝手に契約先が変更されるとネットで知った。契約変更するつもりはない。対処法を教えてください。（当事者：大学生）

ひつじつ助言



- ★引っ越しなどで新生活を始める時期にかけて、電気・ガスの契約トラブルが増える傾向にあります。電気やガスを含め、突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、事業者名や連絡先、目的等をよく確認しましょう。
- ★電気やガスの検針票には、契約の切り替えに必要な顧客番号や供給地点特定番号等が書かれています。契約の意思がなければ、はっきりと断り、検針票の記載情報は慎重に取り扱いましょう。
- ★「アパート全体が契約している」と言われた場合は、必ず管理会社等に確認しましょう。「料金が安くなる」と勧誘された際は、プラン内容を確認し他事業者と比較して検討しましょう。
- ★特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、事業者から適法な契約書面を受け取ってから 8 日以内であればクーリング・オフできます。
- ★困ったときはすぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。

（佐賀県消費生活センター ☎ 0952-24-0999、消費者ホットライン ☎ 188）

（参考：独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報 第 219 号より）

消費生活コラム vol.65
注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします